

議案ピックアップ

●荒川区手話言語条例の制定について

手話の理解・普及、使いやすい環境整備を図るため、荒川区手話言語条例を制定しました。



◀手話講習会にて手話をしている様子

手話言語条例の目的

手話は言語であるとの認識の下に、手話に関する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備について基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進するための基本的な事項を定めることにより、全ての区民が相互に尊重し、心豊かな生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

手話言語条例が制定されるまで

荒川区では、これまでも障がい者のコミュニケーション支援の各種施策を展開してきましたが、平成23年に障害者基本法が改正され、手話が言語であることが明確に位置づけられたことにより、手話の普及及び手話を使いやすい環境の整備に一層取り組むことが求められます。荒川区では手話言語条例の制定に向けて、これまで関係団体へのヒアリングや庁内関係部署による検討、福祉・区民生活委員会での質疑を繰り返し、平成30年2月11～26日の期間ではパブリックコメントも実施し、多くのご意見をいただきました。

条例で定めた責務

●区の責務

区は、手話に関する理解を促進し、手話を普及し、及び手話を使用しやすい環境を整備するために効果的な施策を講ずるものとする。

●区民の責務

- ・区民は、手話に関する理解を深めるよう努めるものとする。
- ・区民は、区が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

●事業者の責務

- ・事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。
- ・事業者は、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。



◀タブレット端末を用いた手話通訳等サービスの様子

荒川区による施策の推進

条例の実効性を高めるために以下の取組を進めます。

- ・電話代行サービス及び区役所窓口における遠隔手話等通訳サービスの導入
- ・気軽に参加できる手話体験会の実施
- ・事業者等向け手話通訳者等無料派遣事業の実施
- ・手話の理解促進のための字幕付映画上映会の実施(平成30年8月予定)
- ・手話言語条例制定記念イベントの実施(平成30年11月予定)